

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）（第四条関係）【令和十一年四月一日、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日、令和十一年九月一日又は令和十一年十月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適用事業所） 第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。 一 常時五人以上の従業員を使用する事業所	（適用事業所） 第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。 一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業 ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業 ハ 鉱物の採掘又は採取の事業 ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 ホ 貨物又は旅客の運送の事業 ヘ 貨物積卸しの事業 ト 焼却、清掃又はと殺の事業 チ 物の販売又は配給の事業 リ 金融又は保険の事業 ル 物の保管又は賃貸の事業 ヲ 媒介周旋の事業 ワ 集金、案内又は広告の事業 カ 教育、研究又は調査の事業 キ 疾病の治療、助産その他医療の事業 ク 通信又は報道の事業 コ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業 レ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に

二 前号に掲げる事業所のほか、常時従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所

三 (略)

2
2
4 (略)

(標準報酬月額)

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(略)	(略)	(略)
第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上
第三五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円未満
		七三〇、〇〇〇円以上

2
(略)

(保険給付の種類)

第三十二条 この法律による保険給付は、次のとおりとし、政府及び実施機関(厚生労働大臣を除く。第三十四条第一項、第四十条、第七十九条第一項及び第二項、第八十一条第一項、第八十四条の五第二項並びに第八十四条の六第二項において「政府等」という。)が行う。

一 三 (略)

(拠出金及び政府の負担)

第八十四条の五 (略)

2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納

基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 (略)

2
2
4 (略)

(標準報酬月額)

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(略)	(略)	(略)
第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

2
(略)

(保険給付の種類)

第三十二条 この法律による保険給付は、次のとおりとし、政府及び実施機関(厚生労働大臣を除く。第三十四条第一項、第四十条、第七十九条第一項及び第二項、第八十一条第一項、第八十四条の五第二項並びに第八十四条の六第二項並びに附則第二十三条の三において「政府等」という。)が行う。

一 三 (略)

(拠出金及び政府の負担)

第八十四条の五 (略)

2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第三十三条関係）【公布日、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日又は令和十一年十月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。 一 八（略） 九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イ又はロのいずれかの要件に該当するもの イ（略） （削る）	（定義） 第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。 一 八（略） 九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの イ（略） ロ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

ロ	2	3	該	一
(略)	(略)	この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに	当する事業所をいう。	常時五人以上の従業員を使用する事業所

ハ	2	3	この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。
(略)			
一	使用するもの	次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を	
イ	物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業		
ロ	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		
ハ	鉱物の採掘又は採取の事業		
ニ	電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業		
ホ	貨物又は旅客の運送の事業		
ヘ	貨物積卸しの事業		
ト	焼却、清掃又はと殺の事業		
チ	物の販売又は配給の事業		
リ	金融又は保険の事業		
ヌ	物の保管又は賃貸の事業		
ル	媒介周旋の事業		
ヲ	集金、案内又は広告の事業		
ワ	教育、研究又は調査の事業		
カ	疾病の治療、助産その他医療の事業		
ヨ	通信又は報道の事業		
タ	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業		
レ	弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業		
二	前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの		
4 13 (略)			